

## 新見市新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給金

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、事業の継続に支障が生じ、経営の安定に必要な資金の融資を受けた中小企業者等に対し、その融資に係る利子補給を実施することで、事業者の支援を行います。

### 1月4日(月)から申請の受付を開始します。

交付対象者	新型コロナウイルス感染症により影響を受け、その事業の継続や経営の安定に必要な設備資金又は運転資金の融資を受けた中小企業者等 ※ただし、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に規定する大企業は、除く。
対象融資	新型コロナウイルス感染症関連融資(政府系金融機関融資、または市内の金融機関による融資) ※令和2年2月18日から令和3年3月31日までに受けた融資が対象(1年未満の融資を除く)。 ※国または岡山県等から同様の補助金等の交付を受けた場合、その補助金を控除した利子額。 ただし、国の特別利子補給制度等、本事業と重複して申請できない場合がありますので、ご注意ください。
利子補給率	10/10(支払利子相当額)
補給期間	利子払込開始月から3年間 ※令和5年度末までの事業のため、融資の実行日によっては3年間と異なる場合があります。 【令和2年度対象】 令和2年2月18日～令和2年12月31日までに払い込まれた利子 【令和3年度対象】 令和3年1月1日～令和3年12月31日までに払い込まれた利子 【令和4年度対象】 令和4年1月1日～令和4年12月31日までに払い込まれた利子 【令和5年度対象】 令和5年1月1日～令和5年12月31日までに払い込まれた利子
申請方法	①新型コロナウイルス感染症に伴う融資である旨の証明書(様式第2号)及び約定利子払込証明願を金融機関から取得してください。 ②新見市新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて新見市商工観光課へ提出してください。 (1)①で金融機関から取得した書類 (2)金融機関へ提出した借入申込書等の契約書の写し (3)償還予定表等償還計画を明らかにする書類 (4)新見市新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給金請求書(様式第4号) ※請求書の日付は交付決定後の日付となりますので、日付を空欄のままご提出ください。 (5)国または地方公共団体等から同様の趣旨による補助金等の交付を受け、その対象外部分について本利子補給の申請を行う場合は、当該補助金等の交付決定通知書等交付額に分かる書類。

■問い合わせ・申請書送付先

〒718-8501 新見市新見310番地3

新見市産業部 商工観光課 72-6137